

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から同年12月まで
② 昭和57年1月から58年6月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで

申立期間については、納付組織で私と夫及び義母の国民年金保険料と一緒に納付していたのに、私だけが未加入、未納、免除の記録となっている。納付組織で間違いなく納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、「申立期間③については免除の記録となっているが、免除申請をした覚えはなく、夫と義母の国民年金保険料と一緒に納付組織で納付した。」と主張しているところ、当該期間の国民年金保険料については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和59年7月頃にA市において払い出されたものと推認できるが、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点（以下「番号払出時点」という。）において、納付組織における納付が可能であったこと、ii) 申立人が納付組織において一緒に納付したとする申立人の夫及び義母とも納付済みとなっているほか、申立期間当時においても家族で経営していた薬局の経営状況は順調であったことがうかがえることなどから、申立人が申立期間③について、免除申請をする理由は見当たらないほか、申立期間当時の保険料免除基準（世帯全体の所得、世帯構成員の申請状況等）を

満たす状況は認められない。

また、申立期間③経過後の昭和 60 年 4 月以降については、申立人は現在に至るまで国民年金に加入しているが未納期間は無い上、申立人、申立人の夫及び義母の保険料納付日は一致しており、納付組織において一緒に納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人の番号払出時点において、既に時効が到来しており、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「年金手帳に記載されている国民年金加入年月日（昭和 57 年 1 月 9 日）から、申立期間①は未加入期間で間違いなく、私の勘違いであった。」旨供述している。

- 3 申立期間②のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間は、番号払出時点において既に時効が到来しており、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月までの期間は、番号払出時点において過年度納付が可能であるものの、申立人、申立人の夫及び義母は、当該期間について過年度納付を行った記憶は無いとしている。

さらに、オンライン記録上、申立期間②直後の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の保険料が 60 年 10 月 30 日に過年度納付されていることが確認できるが、当該過年度納付時点において、申立期間②の保険料については、制度上、時効により納付できない上、他に申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情もみられない。

- 4 申立期間①及び②について、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を受け取った記憶は無いとしている上、オンライン記録においても、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は納付組織で保険料を納付したとしているが、A 市には納付組織の資料等は保存されていないほか、納付組織関係者からも供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
昭和 49 年 7 月から A 社に勤務し同社所属の汽船に乗っていたが、平成 9 年 4 月に基本給が上がっているにもかかわらず、標準報酬月額が前年の 53 万円から 50 万円に下がっていることに納得できない。少なくとも前年と同じ 53 万円か 56 万円のはずなので、国の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 4 月の時点で基本給が上がっているので、同年の標準報酬月額も前年の 53 万円以上であると申し立てている。

しかし、汽船船員に適用する報酬月額は、船員保険法第 20 条第 1 項第 4 号の規定に基づく報酬月額の算定方法（昭和 34 年厚生省告示第 233 号）により、i) 基本となる固定給（以下「基本給」という。）の額、ii) 家族手当その他これに準ずる報酬の額、iii) 船員保険係数（職能別に過去 1 年間の乗船中の報酬・手当の総額が本人本給の何パーセント増になるかを算出した係数）を各人の基本給に乗じた額などの合計額とされている。事業主によれば、これらの要素のうち船員保険係数が前年度に比べて低下した場合には、基本給が上がっても標準報酬月額が下がることがあるとしているところ、事業主が保管する平成 8 年度及び 9 年度の「標準報酬月額算出明細」によれば、申立人の船員保険係数は、8 年度の 0.58 から 9 年度には 0.5 に下がっており、申立人の標準報酬月額が 8 年度は 53 万円であったが、9 年度は 50 万円に下がっていることが確認できる。

また、A 社が保管する「平成 10 年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表」及び「平成 10 年 4 月厚生・船員保険料内訳」では、申立人は平成 10 年 1 月から同年 7 月までの期間について、50 万円の標準報酬月額に基づ

き厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるとともに、申立期間のうち9年4月から同年12月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 13 日から 43 年 3 月 30 日まで
年金事務所で確認したところ、申立期間については昭和 43 年 6 月 24 日に脱退手当金の支給を受けているとの回答だったが、そのような記憶は無く、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所在地を管轄するB年金事務所において、脱退手当金を支給するために必要な申立人の脱退手当金裁定請求書（以下「裁定請求書」という。）や脱退手当金支給調書（以下「支給調書」という。）等の関連書類が保管されているところ、裁定請求書の記載内容や支給調書に記載されている脱退手当金の支給金額及び月数に誤りは無く、申立期間に係る脱退手当金が申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年6月24日に支給決定されていることが確認できる上、裁定請求書には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されているなど、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、裁定請求書に「小切手交付済 43. 6. 24」及び「第 1782 号 C 県 D 郵便局」の押印が有り、社会保険事務所（当時）が申立人の実家の近くのD郵便局（C県）を支払場所として国庫金を送金したことがうかがえることから、申立人の意思に基づき申立期間に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。